

京都府社会福祉施設等省エネ推進緊急対策事業費補助金に関するFAQ（令和4年12月15日時点）

No	更新日	質問	回答
1	R4.8.31	1 法人で複数施設・事業所を運営している場合、施設・事業所ごとに申請できますか。	1 法人1施設・事業所という制限は設けておりません。複数施設・事業所を運営されている場合は、交付要綱に定める施設・事業所ごとに申請いただくことが可能です。 なお、対象となるのは、京都府の区域（京都市の区域を除く）に所在する施設・事業所となります。
2	R4.8.31	交付決定前に着手した事業は補助の対象となりますか。	令和4年6月23日以降（京都府の補正予算成立以降）で交付決定前に事業着手された場合でも補助の対象としておりますが、その場合は事前着手届をご提出ください。（ただし、事前着手届の提出は、補助金の採択を確約するものではありません）
3	R4.8.31	交付申請書に押印は必要となりますか。	交付申請書〔第1号様式（第6条関係）〕に押印は必要ありません。ただし、口座振替依頼書（第1号様式－別紙2）に委任（口座名義人が法人代表者と異なる場合等）が必要な場合、委任者の押印が必要となります。
4	R4.8.31	事業完了に伴う業者への支払いは令和4年12月末までに行う必要がありますか。	事業完了（機器の納品、設備の設置等）は令和4年12月末までに行ってください。また、支払は令和5年1月末までに行ってください。
5	R4.10.24 更新	申請をしましたが、事業内容が変更となりました。どのような手続きが必要ですか。	交付決定後は、原則として、補助対象となる設備等の機種・設置場所等を申請書記載のものから変更することはできません。なお、変更についてやむを得ない理由がある場合に限っては、変更交付申請書（別記第2号様式）によりあらかじめ変更申請を行い、京都府が変更を承認することがあります。ただし、当初予定していた設備・機器の納入が難しく、設備の型式等の変更（消費電力が予定していた設備・機器とほぼ同等の場合）を行う場合には、交付要綱代7条の「軽微な変更」として、変更申請までは不要とします。ただし、変更申請が必要かについては、事前に確認するようにしてください。（変更の場合の対応については別添「変更申請対応」も参照してください。）
6	R4.8.31	申請をしましたが、事業が中止になりました。どのような手続きが必要ですか。	交付決定後に事業が中止した場合は、事業中止（廃止）申請書（別記第3号様式）をご提出ください。交付決定前に事業が中止した場合は、中止が判明し

			た時点でご一報ください。
7	R4.8.31	令和4年12月末までに事業が完了する見込みがないのですが、この場合でも補助の対象となりますか。	補助の対象は令和4年12月末までに事業着手・完了した事業に限ります。
8	R4.9.8 更新	空調設備（新設）とは、どのような場合が補助対象となりますか。	令和4年6月23日以降に、京都府の区域（京都市の区域を除く）に、新たにサービス事業者としての指定を受け、施設・事業所等を設置・運営し、空調設備を整備する場合や、既存の施設・事業所内において、空調設備を整備していない部屋に新たに設置する場合があります。 （既に空調設備を整備している部屋に追加で設置する場合は増設となるため、対象となりません。） ただし、空調設備（新設）の場合は、換気機能があるものに限りです。
9	R4.9.6 更新	当法人で、保育所等も運営しており、同様に申請手続きを行いたいのですが、申請窓口はどこになりますか。	私立保育所、私立認定こども園、私立幼稚園、児童養護施設の申請窓口は以下のとおりとなります。 ・私立保育所・私立認定こども園・・・株式会社アイシーエル （担当：杉本） （TEL:075-708-7253） ・私立幼稚園・・・京都府文化スポーツ部文教課 幼稚園・専修学校係 （TEL：075－414－4518） ・児童養護施設・・・京都府健康福祉部家庭支援課 家庭福祉係 （TEL：075－414－4582）
10	R4.8.31	当施設は事業所番号がありませんが、提出書類の事業所番号欄は空欄のまま提出となりますか。	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅で、特定施設入居者生活介護の指定を受けておられない場合、又は生活支援ハウスについては、事業所番号欄は空欄にして御提出ください。 ただし、上記の施設種別であっても、特定施設入居者生活介護の指定を受けておられる施設については、事業所番号を記載してください。

11	R4.9.8 追加	多機能型事業所の場合の補助限度額の考え方について教えてください。	<p>多機能型事業所として指定を受けている場合は、多機能型事業所としての合計定員が補助限度額の定員となります。(例：生活介護 20 人、就労継続支援(B型)20 人、事業所全体の合計 40 人⇒40 人で補助限度額を計算 (100 万円+3 万円×11 人=133 万円))</p> <p>なお、サービス種別ごとに整備する設備・機器や設置場所等が異なる場合があったとしても、多機能型事業所として指定を受けている場合は、合計定員で補助限度額を計算します。</p>																		
12	R4.9.8 追加	短期入所サービス事業所の場合の補助限度額の考え方について教えてください。	入所施設・通所系事業所と同一所在地にある併設型・単独型の短期入所サービス事業所の場合は、入所施設・通所系事業所の定員と短期入所サービス事業所の定員の合計が補助限度額の定員となります。																		
13	R4.9.8 追加	業務用冷蔵庫や冷凍庫、製氷機は補助の対象となりますか。また、更新することにより台数や容量が増える場合、補助の対象となりますか。	<p>業務用・家庭用に関わらず冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫は対象となります。また、製氷機も対象とします。</p> <p>また、本補助金は原則として、更新する前の設備と同等の仕様のもので、既存設備 1 に対して更新設備 1 となる場合を対象とします。</p> <p>ただし、省エネ効果により更新前より消費電力が下がることを条件に、更新により台数や容量が増える場合も対象として認めます。</p> <p>(例)</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">既存設備</td> <td style="padding: 0 10px;">冷凍冷蔵庫 200ℓ 1 台</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">更新設備</td> <td style="padding: 0 10px;">冷蔵庫 100ℓ</td> <td style="padding: 0 10px;">1 台</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> <td style="padding: 0 10px;">冷凍庫 100ℓ</td> <td style="padding: 0 10px;">1 台</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">既存設備</td> <td style="padding: 0 10px;">冷凍冷蔵庫 200ℓ 1 台</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">更新設備</td> <td style="padding: 0 10px;">冷凍冷蔵庫 220ℓ</td> <td style="padding: 0 10px;">1 台</td> </tr> </table>	既存設備	冷凍冷蔵庫 200ℓ 1 台	→	更新設備	冷蔵庫 100ℓ	1 台					冷凍庫 100ℓ	1 台	既存設備	冷凍冷蔵庫 200ℓ 1 台	→	更新設備	冷凍冷蔵庫 220ℓ	1 台
既存設備	冷凍冷蔵庫 200ℓ 1 台	→	更新設備	冷蔵庫 100ℓ	1 台																
				冷凍庫 100ℓ	1 台																
既存設備	冷凍冷蔵庫 200ℓ 1 台	→	更新設備	冷凍冷蔵庫 220ℓ	1 台																
14	R4.9.8 追加	空気清浄機は補助の対象となりますか。	空調設備及び換気設備は施設に付帯する設備が対象となるため、移動可能な空気清浄機は補助の対象とはなりません。																		
15	R4.9.8 追加	作業環境改善のために、消費電力は上がるが性能の良い空調設備に更新したいのですが、補助の対象となりますか。	本補助金の目的は、原油価格・物価高騰等が続く中、社会福祉施設等の電力消費量の減によるコスト削減を推進し、利用者負担への影響を抑制することであり、作業環境改善のために性能の良い空調設備に更新することは本補助金の趣旨に沿わないため、補助の対象とはなりません。																		

16	R4.9.8 追加	人感センサー付き LED 照明は補助の対象となりますか。	人感センサーにより消費電力が下がることは省エネが図られるため、対象となります。また、新たに LED 化する際に LED 照明と併せて人感センサー制御装置を設置する場合についても補助の対象となります。 ただし、既に設置していた LED 照明に新たに人感センサー制御装置のみ設置する場合は補助の対象とはなりません。
17	R4.9.8 追加	設備や機器のリースは補助の対象となりますか。	対象なりません。
18	R4.9.8 追加	事前着手しており、工事完了済のため、更新前の設備の写真がありませんが、どのような書類を提出すればよいですか。	設備を設置していた位置が確認できる設置場所図面、更新前の設備機器の仕様が確認できる書類（カタログ、仕様書、取扱説明書等）を提出してください。
19	R4.9.16 追加	消費電力（W）で比較した場合、更新前の設備の消費電力のほうが低く、更新後の設備の消費電力のほうが高くなるが、更新後の設備は、性能向上により年間の運転制御等が可能であり、年間の消費電力量は下がるが、申請可能ですか。	このような場合は、消費電力量（kWh）により判断することとします。 交付申請書の別記第 1 号様式別紙 1-2「事業内容内訳書」様式の「消費電力（W）」欄に「消費電力量（kWh）」を記入してください。（W→kWh に修正すること）消費電力量が確認できる仕様書・カタログ等の根拠書類を必ず添付してください。 仕様書・カタログに記載がない場合は、以下の点に留意の上、消費電力量削減効果が分かる資料を任意様式で添付してください。 ・電力量削減効果を示す数値の算定内訳が明確に分かる根拠資料とすること。 ・更新前・更新後の数値は同等の基準や算定方式等で比較したものとする こと。 ・原則国の示す基準や算定方式がある場合は、それに基づき算定すること。
20	R4.9.16 追加	冷蔵庫の更新と照明機器の LED 化の 2 つの事業を実施予定で、冷蔵庫の更新は既に完了していますが、LED 照明の工事は未着手です。この場合、事業計画書の着手時期と完了時期はどのように記入すればよいですか。	着手時期は着手が早い方の日付をご記入いただき、完了時期は着手が遅い方の事業完了日をご記入ください。

21	R4.9.16 追加	実績報告の提出書類一覧の中に領収書等の写しとありますが、領収書ではなく振込明細書でもよいですか。	支払日が確認できるのであれば振込明細書でも可とします。
22	R4.9.16 追加	交付申請書の既存設備の状況がわかる資料及び実績報告書の設備整備後の状況がわかる資料として、写真及び図面は両方とも提出する必要がありますか。	申請どおりに設備等を設置されたことを現地確認する代わりにご提出いただくものですので、交付申請時及び実績報告時とも写真及び図面は必ず両方ともご提出ください。 なお、具体的な提出方法は、募集要項及び「写真・図面添付用紙」をご参照ください。
23	R4.12.15 更新	実績報告の提出書類一覧の中に、設備等の購入及び設置工事に係る契約が確認できる書類（契約書等）の写しとありますが、契約書がない場合は納品書でもよいですか？	契約書等の写しや納品書等をご提出いただく趣旨は、補助金を適正に執行するために、本補助金の対象期間内（令和4年6月23日から令和4年12月31日）に設備等の発注から納品及び設置工事までが完了したことを確認するものです。 事業実施期間を確認できるように、契約書等の写しとともに納品書や工事完了書等「事業完了日」が確認できる書類を必ず提出してください。 冷蔵庫やLED電球のみ設置等、工事を伴わないものは、納品書（事業完了日がわかるもの）をご提出ください。